

中間報告会意見 検討結果

	中間報告書 項目	意見(要旨)	懇話会での検討結果	回答
1	全般	八雲町独自の条文はあるのか。	<p>条例素案の個性としては、次の7点が挙げられると認識しています。</p> <p>町民参加に関する事項を詳細に規定しました。            未成年者の町政へ参加する権利を規定しました。            町民の役割に「町民ぐるみの子育ての推進」を規定しました。            事業者の役割として、従業員が行う地域活動への配慮について規定しました。            自治活動におけるコミュニティの役割の重要性を明記しました。            交流・連携の項目に、八雲町が有する知恵や技術、社会基盤が広域的に活用されるまちづくりについて規定しました。            「八雲町民自治推進委員会(仮称)」を設置することにより、条例を守り育てる具体的な仕組みを内在させました。</p>	ご理解 願います
2	全般	説明を聴いて、今までやってきたことを再確認するという趣旨に納得できるが、新しい条例を制定するよりも、今の制度を検証し、問題や課題の洗い出しをするべき。	<p>約1年間の議論の中で、地方分権に対応した八雲町の自治を実現するために、自治体運営のルールづくりが必要との結論を導きました。現在の制度を再確認するとともに、新しいルールも盛り込んでおり、今後の自治をどうしていくかについて明示しています。</p>	ご理解 願います
3	全般	自治基本条例は、住民が早急に望んでいるものではない。じっくりもっと時間をかけて作るべき。	<p>必要性については、2を参照願います。            約1年間という期間でしたが、各種の検討を通じて委員自ら条文を起草するなど、濃密な議論であったと認識しています。            また、懇話会会議を全て公開するとともに、毎月の町広報紙及び町ホームページでの情報提供、日曜日の会議開催などを行っていることにご理解願います。            なお、「八雲町民自治推進委員会(仮称)」が設置され、今後とも八雲町の自治に必要な仕組みや制度の検証が行われていくことを望みます。</p>	ご理解 願います
4	全般	今回、このように意見を聞いてこれで終わりなのか。時間をかけて町民に浸透できるようにして答申するべき。	<p>中間報告会の開催後、町広報7月号折込チラシによる意見募集を行っています。            また、町長への答申後は、行政側で再度条例案として検討し、行政素案に対するパブリックコメント(意見募集手続き)を行う予定です。</p>	ご理解 願います

	中間報告書 項目	意見(要旨)	懇話会での検討結果	回答
5	全般	「若者が集まるまちづくり」「少子化対策」などを盛り込めないか。	第1章基本理念に規定する「まちづくりを次世代に引き継いでいく」という意思のもとに、持続可能な地域社会の創造を目指します」及び第5章町民に規定する「町民ぐるみの子育ての推進に努めます」に趣旨として盛り込まれていると考えます。 また、個別分野における政策については、総合計画や個別分野の計画において定め、自治基本条例では、政策を推進する理念やルールを定めています。	ご理解 願います
6	第1章 総則	基本理念の中に慈愛という言葉盛り込めないか。	第5章町民、第6章コミュニティで明記されている「助け合い」「支え合い」という文言に同様の意味が込められていると考えます。	ご理解 願います
7	第1章 総則	第1章 総則 3.基本理念中「進化」という言葉は「進歩」・「進展」 いう表現の方がいいのではないか。	町民憲章との整合性を図り、「進歩」に修正します。	修正します
8	第2章 情報共有	条例の体系として、情報公開は情報共有の上にするべき。行政の都合のいいようにされる危険性があるため。	条例の構成としては、まず情報が広く共有されることの基本的な事項を明示し、その次に情報共有のための具体的な制度という作り方をしています。基本的にはどちらが上という考え方はありません。 行政に都合の良い情報だけが提供されないためにも、説明責任及び情報公開に関する事項を定めています。	ご理解 願います
9	第2章 情報共有	第2章 情報共有 2情報提供では「町政に関する情報」・「町民生活に必要な情報」を、1情報共有の基本では「町政に関する情報」のみ限定している、町政をとってしまった方がいいのではないか。	町民、議会及び行政が共有する情報は、「町政に関する」情報とすることで、私的・個人的な情報を含まないことで区分しています。	ご理解 願います
10	第3章 町民参加と 協働	第3章町民参加と協働 1町民参加の基本(5)と第5章町民 4満20歳未満の町民の権利とは重複している。同じことを言う必要はないのではないか。	懇話会では、強調したいという意図もあり、あえて重複して明記していましたが、条例の体裁ということも考え、第3章町民参加の条文を残し、第5章町民の条文を削除することとします。	修正します
11	第3章 町民参加と 協働	「町政へ参加する権利を有する」という条文について、第3章町民参加と協働 1 町民参加の基本(1)と第5章 町民の権利(2)とは重複している。同じことを言う必要はないのではないか。	第3章町民参加の条文「町政に参加する権利を有します」を「町政に参加することを基本とします」に修正します。	修正します

	中間報告書 項目	意見(要旨)	懇話会での検討結果	回答
12	第4章 住民投票	住民投票について、条例では個別設置型と常設型の両方を盛り込むことで考えてほしい。	町民懇話会では、住民投票制度自体を盛り込むかどうかから検討を始め、最終的に、地方自治法の直接請求制度を準用した「個別設置型住民投票制度」を盛り込むこととしました。「常設型住民投票制度」を盛り込むためには、更に多くの時間を費やして連署の数及び参加資格年齢の根拠付けを行うとともに、請求から実施に至るまでの手続きについて精密に制度設計する必要があります。 今後、設置を求めている「八雲町民自治推進委員会(仮称)」をはじめとして制度が検討されることを望みます。	ご理解 願います
13	第4章 住民投票	住民投票の個別設置型は、行政の緊張感が薄れるのではないか。	住民投票制度が個別設置型であっても、情報共有と町民参加が行われることにより、緊張感が薄れるとの懸念は想定しておりません。 重要なことは、住民投票にかけられる案件に対する議論が積極的かつ十分に行われることと考えます。	ご理解 願います
14	第4章 住民投票	住民投票の案件ごとに参加年齢等を決めるのか。	住民投票条例で案件ごとに投票に参加できる方の資格も定めることができますので、青少年にも大きな影響を及ぼすと考えられる案件などについても、柔軟に対応できると考えます。 ただし、提言の個別設置型では、地方自治法の直接請求制度を準用するため、住民投票の請求にあっては、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙権を有する方に限られることをご理解願います。	ご理解 願います
15	第5章 町民	第5章の町民に、権利ばかりではなく、納税の責務も入れるべきではないか。	地方自治法第10条第2項では、「普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」とあります。中間報告書では、「公正な行政サービスを受ける権利」のみを明記しているところですが、ご意見を踏まえ町民の役割に「公正な行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。」を追加することとします。	修正します
16	第5章 町民	第5章の町民で、「努めます」ばかりの表記ではなく、「しなければならぬ」の表記があってもいいのではないか。	町民に「責務」という表現をしない理由は、町民は主権者であることからです。町民には、「参加」「協働」といった役割を担い、新しい自治を切り開くことを求めていますので、自発的な意欲を拘束する表現はなじまないと考えますので、ご理解願います。	ご理解 願います
17	第5章 町民	町民に責務の規定が無い理由はなにか。	16を参照願います。	ご理解 願います

	中間報告書 項目	意見(要旨)	懇話会での検討結果	回答
18	第5章 町民	行政・議会と同様に町民にも責務があってもいいのではないか。	16を参照願います。 また、議会及び行政は、町民から信託を受けた者として責務を有するのは当然と考えます。	ご理解 願います
19	第5章 町民	満20歳未満の町民の権利とあるが、あえて記載することで、一般町民とは別という印象を受ける。未成年でも働き納税している町民もいるので、ここは削除するべきではないか。	一般的には、青少年が町政に参加する機会は、成人に比べ少ないと考えます。町民懇話会では、早いうちから政治・行政に関心を持ってもらうために、町政へ参加する権利を明記し、今後一層青少年が参加できる仕組みを整えることが、自治の基盤を強化する一つの手段であると考えことから、この条文を盛り込みました。	ご理解 願います
20	第6章 コミュニティ	コミュニティという言葉よりも「まちづくり団体」とした方がしっくりくるのではないか。	カタカナ言葉をなるべく使わないよう心がけておりますが、「コミュニティ」という文言は、社会的に認知された言葉であると考えます。 また、理解を促すため、条文内に定義を設けていることをご理解願います。	ご理解 願います
21	第7章 議会	議会において、事前の文書による質問(一般質問)などは、なくすべきだ。(面白くない)	町民懇話会では、議会と直接対話する機会を確保することができず、どこまで記載できるかとの思いを抱きながらの検討でしたが、議論の結果、必要最低限の事項を盛り込むことを結論づけたところで、 今後、議会において、議会運営における最高規範である「議会基本条例」が制定されること、また、制定過程においては、情報共有・町民参加など自治基本条例の基本原則に基づいた検討が行われることを附帯意見として加えることとします。	ご理解 願います (要請します)
22	第7章 議会	第7章の議会に反問権を明記するべきだ。	21を参照願います。	ご理解 願います
23	第7章 議会	議員のあり方について、もっと厳しく明記できないのか。	21を参照願います。	ご理解 願います
24	第7章 議会	議員の活動報告や、要望を聴くようなことをやってほしい。	21を参照願います。 また、第7章議会 6の(3)に、「町民との対話の機会を設けるよう努めるものとします」に趣旨として盛り込まれていると考えます。	ご理解 願います
25	第7章 議会	議会の議員の資格をもっと厳格にするべき。例えば、納税の義務などはっきりと明記するべき。	町議会議員の立候補資格は、法律で定められており、町民懇話会では議論する余地の無い領域であることをご理解願います。	ご理解 願います

	中間報告書 項目	意見(要旨)	懇話会での検討結果	回答
26	第7章 議会	第7章 議会 2 議会の役割(1)の「議事機関です。」と言いつるのはおかしいのではないか。(機関が役割ではないから)	議会は、議論・討議をする機関であり、機関そのものが役割と言え ると考えます。	ご理解 願います
27	第11章 条例の 見直し	第11章の「八雲町民自治推進委員会」の名称も仮称にするべき。	「八雲町民自治推進委員会(仮称)」に修正します。	修正します
28	第11章 条例の 見直し	第11章「八雲町民自治推進委員会」委員の任期が2年だが、最低 でも4年は必要と考える。	委員の任期は2年としますが、ご意見を踏まえ、再任規定を条文に 追加することとします。また、議論の継続性を確保しながら、多くの 町民が参加できるよう、委員の選任について配慮いただくことを附帯 意見として加えることとします。	一部修正 します
29	第12章 最高規範	自治基本条例を最高規範としているのに、必要な事項を条例で別 に定めることが必要なのか。	自治基本条例は、「八雲町における自治の基本的な事項を定める 最高規範」としてありますが、詳細を全て明記することに限界があり ます。 自治基本条例に記載されている事項の詳細について、他の条例 へ委任することができるのは、最高規範であるからと考えます。この ことによって、八雲町の自治制度の体系化が図られることとなりま す。	ご理解 願います